

令和3年3月富津市議会定例会
議案等資料

令和3年2月19日

富 津 市

令和3年3月富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	令和3年3月富津市議会定例会議案等概要	1
議案第7号資料	富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	8
議案第8号資料	富津市障害者介護給付等認定審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表	10
議案第9号資料	富津市介護保険条例新旧対照表	11
議案第10号資料	富津市国民健康保険条例新旧対照表	14
議案第11号資料	富津市国民健康保険税条例新旧対照表	15
議案第12号資料	富津市国民健康保険基金条例新旧対照表	18
議案第13号資料	富津市漁港管理条例新旧対照表	19
議案第16号資料	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約新旧対照表	20
議案第17号資料	第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る契約の変更契約の概要	21
議案第22号資料	履歴事項（富津市固定資産評価審査委員会委員関係）	22
議案第23号資料	履歴事項（富津市教育委員会委員関係）	23

令和3年3月富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	<p>令和2年度富津市一般会計補正予算(第11号)の専決処分の承認を求めることについて (提案理由) 新型コロナウイルス感染症の発生状況に対処するため、市が行う予防接種実施体制の整備及び予防接種の実施に係る予算を措置する令和2年度富津市一般会計補正予算(第11号)について、地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年1月26日に専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものである。</p>	総務部
議案第2号	<p>令和2年度富津市一般会計補正予算(第12号) 補正額 $\Delta 99,268$千円 補正後の予算額 $25,791,081$千円 (主な内容) ・公共施設等マネジメント基金積立金 $300,000$千円 ・児童福祉基金積立金 $42,000$千円 ・学校教育振興基金積立金 $93,061$千円 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る経費 $12,900$千円</p>	総務部
議案第3号	<p>令和2年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) 補正額 $\Delta 18,100$千円 補正後の予算額 $6,120,348$千円 (提案理由) 君津中央病院企業団が実施する訪問看護事業等に係る特別交付金及びこれに関連する歳入を増額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>	健康福祉部
議案第4号	<p>令和2年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 補正額 $\Delta 3,337$千円 補正後の予算額 $662,246$千円 (提案理由) 基盤安定負担金に係る後期高齢者医療広域連合納付金及びこれに関連する歳入を減額するものである。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第5号	<p>令和2年度富津市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)</p> <p>補正額 △21,366千円 補正後の予算額 5,226,676千円 (提案理由) 介護予防・生活支援サービス事業費及びこれに関連する歳入を減額するとともに、決算見込みにより既定予算の調整をするものである。</p>	健康福祉部
議案第6号	<p>富津市みらい構想条例の制定について (提案理由) 市の最上位の構想とする富津市みらい構想の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的なまちづくりの推進に資するため、条例を制定するものである。 (施行日) 公布の日</p>	総務部
議案第7号	<p>富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 非常勤特別職として委嘱していた認知症地域支援推進員、家庭相談員、母子・父子自立支援員等の職を整理するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和3年4月1日。一部公布の日</p>	総務部
議案第8号	<p>富津市障害者介護給付等認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する富津市障害者介護給付等認定審査会が中立かつ公正な立場で審査を行えるよう、身体障害、知的障害、精神障害、難病等の各分野の均衡に配慮し、委員の定数を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和3年4月1日</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第9号	<p>富津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)が施行されることに伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を定めるとともに、保険料段階における所得要件の見直し等を行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和3年4月1日</p>	健康福祉部
議案第10号	<p>富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和3年法律第5号)が施行されたことに伴い、傷病手当金の支給対象となる新型コロナウイルス感染症の定義規定を整理するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p>	健康福祉部
議案第11号	<p>富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)が施行されたことに伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額が引き上げられること等のため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p>	健康福祉部
議案第12号	<p>富津市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)が施行されたことに伴い、療養給付費等交付金が千葉県に交付されることとなったため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第13号	<p>富津市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 国が定めている模範漁港管理規程例の一部改正に伴い、市が管理する漁港施設等の占用許可の最長期間を延長し、漁港の有効活用の推進を図るため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 令和3年4月1日</p>	建設経済部
議案第14号	<p>君津富津広域下水道組合負担金基金条例を廃止する条例の制定について (提案理由) 君津富津広域下水道組合終末処理場の建設事業費に係る千葉県からの負担金を財源として君津富津広域下水道組合負担金基金を設置し、運用してきたが、令和3年3月31日をもって所期の目的を達するため、条例を廃止するものである。 (施行日) 令和3年4月1日</p>	建設経済部
議案第15号	<p>富津市温泉供給事業特別会計条例等を廃止する条例の制定について (提案理由) 地方公営企業として昭和46年度から金谷の区域内に温泉供給を行ってきた富津市温泉供給事業について、施設の老朽化、加入者の減少等により事業継続が困難であることから、令和3年3月31日をもって当該事業を廃止するため、関係する条例を廃止するものである。 (施行日) 令和3年4月1日</p>	建設経済部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第16号	<p>木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の変更に関する協議について (提案理由) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業の実施に伴い、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会の事務所を木更津市から富津市に移転させること等から、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約を変更するため、地方自治法第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものである。 (施行日) 令和3年4月1日</p>	市民部
議案第17号	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の変更契約の締結について (提案理由) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る契約の相手方のグループ会社のうち1社が排出する事業系ごみ等の受入れにより、自治体処理委託費の低減を図ることを目的として、令和2年9月に可決された当該事業について、特定事業に係る契約の変更契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部
議案第18号	<p>令和3年度富津市一般会計予算 予算額 18,800,000千円 対前年度比 4.1%減 (予算編成方針) 令和3年度の予算は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、今後の景気の先行きが不透明な状況にあり、今後の景気の先行きが見込まれる中、経営改革の基本となる「将来にわたる持続可能な行政経営」を念頭に、「住みたいまち富津市」、「選ばれるまち富津市」づくりのための事業を着実に実行する編成方針とした。 参考 令和3年度当初予算附属資料</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第19号	<p>令和3年度富津市国民健康保険事業特別会計予算 予算額 5,863,000千円 対前年度比 2.2%減 (予算概要) 特定健康診査の未受診者対策及び生活習慣病の重症化予防のため、特定保健指導を中心とした事業を推進し、医療費の適正化に配慮した。</p>	健康福祉部
議案第20号	<p>令和3年度富津市後期高齢者医療特別会計予算 予算額 683,000千円 対前年度比 2.9%増 (予算概要) 後期高齢者医療保険料、基盤安定負担金などを後期高齢者医療広域連合へ納付するほか、制度の趣旨普及に配慮した。</p>	健康福祉部
議案第21号	<p>令和3年度富津市介護保険事業特別会計予算 予算額 5,153,000千円 対前年度比 3.4%増 (予算概要) 介護サービス利用者の見込みにより介護保険給付費の推計を行い、給付の適正化及びフレイル対策などの介護予防強化に配慮した。</p>	健康福祉部
議案第22号	<p>富津市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて (提案理由) 富津市固定資産評価審査委員会委員^{やまだまさお}山田昌雄氏の任期が令和3年5月12日をもって満了となることに伴い、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>	市民部
議案第23号	<p>富津市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて (提案理由) 富津市教育委員会委員^{こさかようこ}小坂洋子氏の任期が令和3年3月31日をもって満了となることに伴い、後任者として^{ふじひらけいこ}藤平慶子氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものである。</p>	教育部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
報告第1号	<p>専決処分の報告について (報告理由) 富津市高宕山自然動物園における器物損壊事件による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	建設経済部

議案第7号資料

富津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）新旧対照表

現 行				改 正 案			
(報酬) 第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。 (費用弁償) 第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。 3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。 別表（第2条、第7条関係）				(報酬) 第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。 (費用弁償) 第7条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表によりその旅行について費用弁償として旅費を支給する。 2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。 3 前2項に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給方法については、常勤の一般職の職員に支給する旅費の例による。 別表（第2条、第7条関係）			
(単位 円)				(単位 円)			
区分	種別	報酬の額	旅費の額	区分	種別	報酬の額	旅費の額
		(略)	職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）の例により定める額			(略)	職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）の例により定める額
経営改革会議委員	日額	12,000				(略)	
		(略)				(略)	
認知症地域支援推進員	日額	9,000				(略)	
		(略)			(略)		
学校医・学校歯科医	年額	均等割 113,000 人数割 児童生徒1人 当たり	—	学校医・学校歯科医	年額	均等割 113,000 人数割 児童生徒1人 当たり	—

		100	
学校薬剤師	年額	77,500	—
		(略)	職員の旅費 に関する条 例の例によ り定める額
家庭相談員	日額	7,500	
母子・父子自立支援員	日額	7,500	
			(略)

		100	
学校薬剤師	年額	77,500	—
		(略)	職員の旅費 に関する条 例の例によ り定める額
			(略)

議案第8号資料

富津市障害者介護給付等認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年富津市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(委員の定数)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する富津市障害者介護給付等認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p>	<p>(委員の定数)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する富津市障害者介護給付等認定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、<u>10人以内</u>とする。</p>

議案第9号資料

富津市介護保険条例（平成12年富津市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 34,200円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,300円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,300円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 61,560円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 68,400円 (6) 次のいずれかに該当する者 82,080円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額_____とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 88,920円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 34,200円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,300円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,300円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 61,560円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 68,400円 (6) 次のいずれかに該当する者 82,080円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下_____同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 88,920円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各</p>

号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 102,600円

ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 116,280円

ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 123,120円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 129,960円

ア 合計所得金額が500万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの

号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 102,600円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 116,280円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 123,120円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 129,960円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの

<p>号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p>	<p>号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)</p>
<p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 136,800円</p>	<p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 136,800円</p>
<p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,520円とする。</p>	<p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,520円とする。</p>
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,520円」とあるのは、「34,200円」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,520円」とあるのは、「34,200円」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,520円」とあるのは、「47,880円」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,520円」とあるのは、「47,880円」と読み替えるものとする。</p>

議案第10号資料

富津市国民健康保険条例（昭和46年富津市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症</u>に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>附 則 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>

議案第11号資料

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から</u></p>

<p style="text-align: right;">を超え</p> <p>ない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について25,200円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について5,600円</p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について5,600円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p>	<p style="text-align: right;">を超え</p> <p>ない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について25,200円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について5,600円</p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について5,600円</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u> (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者</p>
<p style="text-align: right;">に被保険</p> <p>者及び特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について18,000円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について4,000円</p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について4,000円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p>	<p style="text-align: right;">に被保険</p> <p>者及び特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について18,000円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について4,000円</p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について4,000円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u> (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p>
<p style="text-align: right;">に被保険</p> <p>者及び特定同一世帯所属者 1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p>	<p style="text-align: right;">に被保険</p> <p>者及び特定同一世帯所属者 1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p>

<p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について7,200円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について1,600円</p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について1,600円</p> <p>附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第11条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」 とする。</p>	<p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について7,200円</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者 1 人について1,600円</p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 1 人について1,600円</p> <p>附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第11条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>
--	--

議案第12号資料

富津市国民健康保険基金条例（昭和50年富津市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(積立)</p> <p>第2条 基金として積立てる額は、当該年度の前年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算剰余金の額から当該年度中に返還すべき国庫支出金、<u>県支出金及び療養給付費等交付金</u>の額を控除した額の2分の1以上の額とする。</p>	<p>(積立)</p> <p>第2条 基金として積立てる額は、当該年度の前年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算剰余金の額から当該年度中に返還すべき国庫支出金及び<u>県支出金</u>の額を控除した額の2分の1以上の額とする。</p>

議案第16号資料

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(協議会の事務所)</p> <p>第5条 協議会の事務所は、<u>千葉県木更津市潮浜三丁目1番地木更津市環境部まち美化推進課</u>内に置く。</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 協議会の担任する事務に従事する職員は、<u>木更津市環境部まち美化推進課廃棄物処理事業準備室</u>職員によって構成する。</p> <p>2 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の関係市町の配分については、関係市町の長が協議により定める。</p> <p>3 関係市町の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市町の職員のうちから選任するものとする。</p> <p>4 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 協議会の事務の管理及び執行に要する経費は、関係市町が負担する。</p> <p>2 前項の規定により、関係市町が負担すべき額は、別に定める負担金割合によるものとする。この場合において、関係市町の長は、あらかじめ協議会に対し、協議会が要する経費の見積りに関する書類の提出を求めるものとする。</p> <p>3 関係市町は、前項の規定による負担額を、<u>木更津市</u>に納付しなければならない。</p>	<p>(協議会の事務所)</p> <p>第5条 協議会の事務所は、<u>千葉県富津市下飯野2443番地富津市市民部環境保全課</u>内に置く。</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 協議会の担任する事務に従事する職員は、<u>富津市市民部環境保全課</u>職員によって構成する。</p> <p>2 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の関係市町の配分については、関係市町の長が協議により定める。</p> <p>3 関係市町の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市町の職員のうちから選任するものとする。</p> <p>4 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 協議会の事務の管理及び執行に要する経費は、関係市町が負担する。</p> <p>2 前項の規定により、関係市町が負担すべき額は、別に定める負担金割合によるものとする。この場合において、関係市町の長は、あらかじめ協議会に対し、協議会が要する経費の見積りに関する書類の提出を求めるものとする。</p> <p>3 関係市町は、前項の規定による負担額を、<u>富津市</u>に納付しなければならない。</p>

第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る契約の変更契約の概要

1 変更内容

(税込)

契約金額	変更前	82,060,000,000 円
	変更後（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除前）	82,645,739,000 円
	変更後（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後）	80,947,202,600 円
差額（三者協定に基づく日本製鉄株式会社負担分控除後）		1,112,797,400 円

※日本製鉄株式会社が一部費用負担することによる交付金減額分は、1億5,201万7,300円となる。積算上、総事業費や契約金額に表れないため、実質的な7自治体のコストメリットは、11億1,279万7,400円から1億5,201万7,300円を差し引いた9億6,078万100円となる。

【参考】自治体別負担額

自治体名	木更津市	君津市	富津市	袖ヶ浦市	鴨川市	南房総市	鋸南町
割合 (%)	37.91	18.87	11.57	15.59	7.98	6.60	1.48

単位：千円（税込）

自治体名	当初 (A)	(年相当額)	変更契約金額 (B)	(年相当額)	実質負担額 (C)	(年相当額)	負担額比較 (D=C-A)	(年相当額)
交付金	14,237,666	—	14,085,650	—	14,085,650	—	-152,017	—
木更津市	25,711,447	1,285,572	25,991,130	1,299,556	25,347,215	1,267,361	-364,233	18,212
君津市	12,798,074	639,904	12,937,289	646,864	12,616,775	630,839	-181,299	9,065
富津市	7,847,044	392,352	7,932,402	396,620	7,735,882	386,794	-111,162	5,558
袖ヶ浦市	10,573,501	528,675	10,688,518	534,426	10,423,716	521,186	-149,785	7,489
鴨川市	5,412,222	270,611	5,471,095	273,555	5,335,552	266,778	-76,670	3,834
南房総市	4,476,274	223,814	4,524,966	226,248	4,412,862	220,643	-63,412	3,171
鋸南町	1,003,771	50,189	1,014,689	50,734	989,551	49,478	-14,220	711
合計	82,060,000	3,391,117	82,645,739	3,428,004	80,947,203	3,343,078	-1,112,797	48,039

2 変更理由

契約の相手方からグループ会社である日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区から排出される事業系ごみ（一部産業廃棄物扱いを含む。）を受け入れることによる自治体処理委託費の低減を図る内容の提案があり、当該提案を採用したため、契約金額の変更を行う。

議案第22号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 やま だ まさ お 雄
山 田 昌 雄

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴

議案第23号資料

履 歴 事 項

1 住 所

2 氏 名 ふじ ひら けい こ
藤 平 慶 子

3 生年月日

4 学 歴

5 経 歴